

条例制定

■ 行政不服審査会条例の制定

行政不服審査法の改正に伴い制定するものです。

○ 市民からの申し立て手続きどう変わる

Q これまでの様々な不服審査手続きはどう変わるのか。第三者機関の設置とは。

A 不服申し立ての手続きを異議申し立てではなく、審査請求に一元化する。

公正性の向上として、審理員制度の導入、第三者機関への諮問、手続きの新設。そして、審査請求期間を3カ月に延長する。

■ 職員の退職管理に関する条例の制定

地方公務員法の改正に伴い制定するものです。

○ 退職者からの働きかけ防げるか

Q 再就職の届け出の対象となる職員は。届け出を怠った退職者への罰則は設けないのか。

A 対象職員は、部長級、課長級の管理職員。届け出のあるなしにかかわらず働きかけを禁止するもので、罰則規定を設ける考えはない。

条例改正

■ 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正

人事院勧告に伴い3条例を改正するものです。

○ 手当引き上げいくら

Q 特別職はいくら増えるのか。県下の自治体の対応は。

A 市長6万6千990円、議長3万円、議員2万4千円の増となる。

名古屋市を除く県内37市で、増額をしない自治体は長久手市、27年度に遡及しない自治体は尾張旭市。

■ 職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告及び地方公務員法の改正に伴い改正するものです。

○ 職員給与の状況は

Q 市のラスパイレス指数は。給料表の改定をする上での課題とその解決方法は。

A 平成27年度で90・6。現在、昇格昇給基準の見直しという全体の底上げをやっており、それによるラスパイレス指数への影響を見極めたうえで給料表の7級制から8級制への移行を検討したい。

※ラスパイレス指数とは？
国家公務員給与を100とした

場合の地方公務員の給与水準を示す数値。

■ 福祉事務所設置条例の一部改正

福祉事務所の位置を変更するものです。

○ 福祉事務所移転の影響は

Q 庁舎統合に伴い、福祉事務所の業務も佐織支所から本庁に移るが、今後の佐織支所での対応は。立田・八開支所も含めどうなるのか。

A 窓口での証明などの交付事務はこれまでと変わらない。相談事例については、職員が出向く対応はしたい。多少時間はいただくことになる。

市道の廃止・認定

■ 市道路線の廃止・認定

○ 高校移転の影響は

Q 市道9-1-16号、9-1-36号の再編について、清林館高校が移転建設とのことだが、計画の内容は。地域への説明会は。また、市への影響は。

A 市内敷地約4万2千750㎡、平成30年4月開校予定。説明会の開催は、市も指導し地元周知を徹底したい。
市の収益などのメリットはない。他校と同様に高校、高校生に協力してもらえればと考えている。

